

議案第 33 号 白老町職員の修学部分休業及び高齢者部分  
休業に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 9、議案第 33 号 白老町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に  
関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 議案第 33 号でございます。白老町職員の修学部分休業及び高齢者部分  
休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制  
定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

附則、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

次に 2 ページ、議案説明でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る  
ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い地方公務員法の一部が改正され、これまで法令に定  
められていた職員の修学部分休業及び高齢者部分休業期間の上限が廃止され条例においてその上限等  
を定めることとされたことから、修学部分休業の上限及び高齢者部分休業の対象年齢を定めるため本  
条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議ほどお願いいたします。

白老町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(修学部分休業の承認) 第 2 条 略 2 略 3 法第 26 条の 2 第 1 項の条例で定める期間 は、2 年とする。	(修学部分休業の承認) 第 2 条 略 2 略 3 法第 26 条の 2 第 1 項の条例で定める <u>修学 に必要と認められる 期間</u> は、2 年とする。
(高齢者部分休業の承認) 第 5 条 略 2 法第 26 条の 3 第 1 項の <u>条例で定める期間</u> は、5 年とする。	(高齢者部分休業の承認) 第 5 条 略 2 法第 26 条の 3 第 1 項の <u>高年齢と定める年齢</u> は、55 歳とする。

○議長（山本浩平君）　　ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 33 号 白老町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）　　全員賛成。

よって議案第 33 号は原案のとおり可決されました。